平 成 ２ ８ 年 度

河 南 町 財 務 書 類

（統 一 的 な 基 準）

目　　　　　　次

Ⅰ　河南町の財務書類の公表について

１　地方公会計の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　統一的な基準の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３　河南町の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４　作成基準日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

５　作成対象とする範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

Ⅱ　河南町の財務書類について

１　貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２　行政コスト計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

 ３　純資産変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

 ４　資金収支計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

Ⅰ　河南町の財務書類の公表について

１　地方公会計制度の概要

国・地方公共団体の公会計制度は、これまで現金収支に着目した単式簿記が採用されてきました。ところが単式簿記は、発生主義の複式簿記を採用する企業会計と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握できないこと、また減価償却や引当金といった会計手続きの概念がないといった弱点がありました。

　平成１８年６月「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立しました。地方の資産・債務改革の一環として、総務省が発足した「新地方公会計制度研究会」から、「新地方公会計制度研究会報告書」が公表され、続けて総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されました。

この指針では、地方公共団体の公会計の整備について、国の作成基準に準拠した新たな方式による財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)の作成及び開示を行うよう、地方公共団体に対して要請を行いました。

総務省はこの地方公会計制度の導入にあたり、「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。さらに、東京都は東京都方式、大阪府は大阪府方式など、複数の方式があることで他団体比較ができない等の問題が生じていたため、平成２６年３月に「地方自治体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会報告書」「財務書類作成基準に関する作業部会報告書」が公表されました。

そして、平成２７年１月に統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表され、すべての地方公共団体に対して、この統一的な基準での財務書類を平成３０年３月までに作成するよう要請されました。

２　統一的な基準の特徴

地方公会計制度の導入にあたり、総務省は「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。「総務省方式改訂モデル」は、既存の決算統計情報を活用して、土地や建物などの資産評価を行い、段階的に固定資産台帳を整備しながら公共資産の評価を行っていく方法です。これに対し、「基準モデル」は最初に全ての固定資産の洗い出しを行い、公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して財務書類を作成する方法です。そのため、次年度以降の固定資産増減を明確に把握できる特徴があります。

この「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の良い特徴を併せ持ったのが「統一的な基準」といえます。

３　河南町の取り組み

　河南町では、この統一的な基準に基づき、平成２８年度決算より「統一的な基準」に基づく財務書類作成（固定資産台帳整備から一般会計等財務書類作成）を行いました。

これにより、現金の取引情報にとどまらず資産や負債の状況も把握できるようになりました。住民の方々にとっても河南町の財務状況がどういうものであるかを判断することができる材料の１つになるものと考えています。

４　　作成基準日

作成基準日は、各会計年度の最終日（平成２８年度決算では平成２９年３月３１日）となります。なお、地方公共団体に設けられている出納整理期間（翌年度４月１日から５月３１日までの間）の収支については、基準日までに終了したものとみなして取り扱っています。

５　　作成対象とする範囲

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 一般会計等 | 全　体　会　計 | 連　結　会　計 |
| 一般会計 |
| 土地取得特別会計 |
| 　 |
| 　 |
| 国民健康保険特別会計 |
| 後期高齢者医療特別会計 |
| 介護保険特別会計 |
| 下水道事業特別会計 | ※１ |
| 簡易水道事業特別会計 |
| 水道事業会計 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  |  |  |  |
| 河南町土地開発公社 |
| 南河内環境事業組合 |
| 大阪広域水道企業団 |
| 大阪府後期高齢者医療広域連合 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

※１

現在、公営企業法適用化企業への移行取組中のため、平成２８年度は範囲外としています。取組完了後より合算していきます。

全体会計とは一般会計に特別会計や公営企業会計を含めた会計で、連結会計とは、全体会計に一部事務組合などの関係団体を含めたものです。

Ⅱ　河南町の財務書類について

１　貸借対照表（平成２９年３月３１日現在）

地方公共団体の決算書は、１年間でどのような収入がいくらあり、その収入を何にいくら使ったか、という単年度の状況は把握できますが、現在、どれだけの資産や負債があるのか、という情報の把握ができません。

この貸借対照表では、基準日現在で、どれだけの資産や負債があるのかを把握できます。

左側の「資産」は、保有する資産の内容や額が記載してあります。

右側の「負債」及び「純資産」は、「資産」を形成するために地方債を発行するなど、どのような財源措置を取ってきているかを表しています。

　「負債」は、今後、負担すべき債務であることから将来世代に対しての負担ととらえることができ、一方で、「純資産」は、今後負担する必要性のない資産、言い換えればこれまでの世代や現在の世代、または国、府が負担した分になります。

**◯固定負債**

　地方債

　退職手当引当金など

**◯流動負債**

賞与等引当金など

**◯固定資産**

　事業用資産、

インフラ資産、

物品、出資金など

**◯流動資産**

　現金預金

町税の未収金など

**借 方**

**貸 方**

**負債の部**

**資産の部**

**◯固定資産等形成分**

**◯余剰分（不足分）**

※これまでの税収や

　国・府補助金など

**純資産の部**



**主　な　用　語　の　説　明**

Ⅰ．固定資産

1. 事業用資産

公共サービスに供されている資産でインフラ資産以外の資産

（例：庁舎、学校、公民館、福祉施設など）

1. インフラ資産

社会基盤となる資産

　　　　　（例：道路、橋、公園、上下水道施設など）

1. 物品

車輌、物品、美術品

1. 無形固定資産

ソフトウェア

1. 投資及び出資金

有価証券、出資金、出損金

1. 長期延滞債権

税金や使用料などの滞納繰越調定収入未済分

1. 長期貸付金

地方自治法第２４０条第１項に規定する債権である貸付金

　　　　　（流動資産に区分されるもの以外）

1. 基金

流動資産に区分される基金以外の基金（減債基金、その他の基金）

1. 徴収不能引当金

長期延滞債権や長期貸付金の金銭債権に対する将来の取立不能

見込額（不納欠損額）を見積もったもの

Ⅱ．流動資産

1. 現金預金

手元現金や要求払預金など

1. 未収金

税金や使用料などの現年調定現年収入未済分

1. 短期貸付金

貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの

1. 基金

財政調整基金

Ⅲ．固定負債

1. 地方債

地方公共団体が発行した地方債のうち償還予定が１年超のもの

1. 長期未払金

地方自治法第２１４条に規定する債務負担行為で資産に対する

支出の確定債務とみなされるもの及びその他の確定債務のうち

流動負債に区分されるもの以外

1. 退職手当引当金

将来職員が退職した際に支給される退職手当等の見込額で、

期末における自己都合退職要支給額を計上

1. その他

上記以外の固定負債（リース債務など）

Ⅳ．流動負債

1. １年内償還予定地方債

地方公共団体が発行した地方債のうち、１年以内に償還予定のもの

1. 未払金

基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が

確定し、または合理的に見積もることができるもの

1. 賞与等引当金

基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当及び福利厚

生費（翌年度６月期支給予定額のうち前年１２月から３月までの

４ヶ月分相当額）

1. 預り金

基準日時点において第三者から寄託された資産に係る見返負債

1. その他

上記以外の流動負債（リース債務など）

２　　行政コスト計算書（平成２８年４月１日～平成２９年３月３１日）

　行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書にあたるもので、行政運営にかかったコストのうち、例えば人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを表したものです。また、減価償却費や退職手当引当金などの現金支出を伴わないコストを含んで表しています。

　さらに、その行政サービスの提供に対する直接の対価である使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったかを把握することができます。

　経常費用と経常収益の差額である純経常行政コストは、受益者負担以外の税収や地方交付税、国庫支出金・府支出金などで賄わなければならないことになります。

　こうしたコストを把握することで、行政活動の効率性につながり、また、単年度の資産形成費用の多寡にのみ着目せずに、長期的なコスト意識を醸成することにもつながるものと考えられます。

**経常費用**

◯職員給与費

◯賞与等引当金繰入額

　　など

　　など

　◯使用料・手数料

　◯財産収入

　◯諸収入

**人　件　費**

**経常収益**

経　常　費　用

　　経　常　収　益

　◯委託料など物件費

　◯減価償却費　など

**物 件 費 等**

**純経常行政　コスト**

　◯支払利息　など

**その他の業務費用**

　◯補助金、扶助費　など

**移 転 費 用**



**主　な　用　語　の　説　明**

Ⅰ．経常費用

1. 人件費（業務費用）

職員給与費や賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額など

1. 物件費等（業務費用）

委託料、消耗品や備品購入費（消費的性質）、施設等維持修繕に

かかる経費や事業用資産・インフラ資産の減価償却費など

1. その他の業務費用

支払利息、徴収不能引当金繰入額、過年度分過誤納還付金など

1. 移転費用

一部事務組合や各種団体への負担金や補助金、障がい者給付な

どの社会保障費、国民健康保険特別会計等他会計への繰出金など

Ⅱ．経常収益

1. 使用料及び手数料

サービスの対価として使用料・手数料の形で徴収する金銭

1. その他

過料、預金利子など

Ⅲ．臨時損失

災害復旧事業費、資金除売却損など

Ⅳ．臨時利益

資産売却益、受取配当金など

３　　純資産変動計算書（平成２８年４月１日～平成２９年３月３１日）

純資産変動計算書は、貸借対照表における「純資産の部」の計上額が、１年間でどのような要因で増減したかを表すもので、本年度末純資産残高は貸借対照表の純資産合計と一致します。

行政コスト計算書の純行政コスト（「経常費用－経常収益＋臨時損失－臨時収益」）の額が、純資産の減少要因として計上される一方、行政コスト計算書には計上されていない、税収や国府支出金等の財源が計上されています。

**本年度の貸借対照表の貸方**

**前年度の貸借対照表の貸方**

**負 債 の 部**

**負 債 の 部**

**純資産の増減額**

**純資産の部**

**純資産の部**



**主　な　用　語　の　説　明**

1. 前年度末純資産残高

前年度末の純資産の額（前年度貸借対照表と一致）

1. 純行政コスト

行政活動に係る費用のうち、人的サービスや給付サービスなど、

資産形成につながらない行政サービスに係る費用

（行政コスト計算書の「純行政コスト」と一致）

1. 税収等

地方税、地方交付税、地方譲与税など

1. 国県等補助金

国庫支出金及び府支出金

1. 資産評価差額

出資金や有価証券等の評価差額

1. 無償所管替等

無償で譲渡または取得した固定資産の評価額など

４　　資金収支計算書（平成２８年４月１日～平成２９年３月３１日）

資金収支計算書は、１年間の資金（歳計現金）の収支の状況を、「業務活動収支」、「投資活動収支」、「財務活動収支」の３区分にわけ、どのような活動に資金が必要であったかを示しています。

また、「本年度末現金預金残高」は、本年度末の歳計外現金の残高を加えたもので、貸借対照表の流動資産の「現金預金」の金額と一致します。

業務活動収支は、日常の行政サービスを行う上での収入と支出を表しています。投資活動収支は、資産形成に関する収入と支出を表しています。財務活動収支は、地方債等の借入や償還に関する収入と支出を表しています。

通常、業務活動収支で生じた収支余剰で投資活動・財務活動の収支不足を補てんします。

**業 務 活 動 収 支**

**収　入**

**支　出**

**収支余剰**

**投　資 活 動 収 支**

**収　入**

**支　出**

**収支不足**

**財　務 活 動 収 支**

**支　出**

**収　入**

**収支不足**



**主　な　用　語　の　説　明**

1. 本年度資金収支額

各活動収支における資金収支額の合計（当年度における資金収支額）

1. 前年度末資金残高

前年度末の剰余金（前年度からの繰越金）

1. 本年度末資金残高

 本年度末の剰余金（翌年度への繰越金）

1. 基礎的財政収支

 いわゆるプライマリーバランスのことです。地方債の元利償還額を

除いた歳出と、公債発行収入を除いた歳入のバランスを見るもので、

これがプラスになっている場合は持続可能な財政運営であるとい

えます。

基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息支出を除く。） 　　 　 　523,469千円

投資活動収支 △298,505千円

**基礎的財政収支 　　　224,964千円**

全体財務書類については、以下のとおりです。









連結財務書類については、以下のとおりです。







